主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴人株式会社興業舎法定代理人は原判決を取り消す被控訴人の請求を棄却する との判決を求め被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。当事者双方の事実上の陳 述は被控訴代理人において、被控訴人主張の昭和二七年三月二六日申請に係る二個 の嘱託登記は本件仮登記におくれて同二七年四月二日漸く完了した次第である。

と補陳したほか原判決事実摘示の通りであるから引用する。

立証として被控訴代理人は甲第一号証ないし第六号証を提出し原審証人Aの証言を援用し、乙第四号証の一、二、三第五号証の各成立を認め、その余の乙号各証は不知と答え、控訴人株式会社興業舎法定代理人は乙第一、二号証、第三号証の一、二、第四号証の一、二、三第五号証を提出し、当審証人B、同Cの各証言及び当審における控訴本人D(第一、二、三回)の各供述を援用し甲号各証の成立を認めると述べた。

と述べた。 控訴人Dは第一審及び第二審において何れも合式の呼出を受けながら本件各口頭 弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面をも提出しない。

理由

行為の効力に従つて判断することとする。 そこで昭和二七年三月二九日控訴会社代表者Eはその所有の原判決添付目録記載 の土地(以下単に本件土地と称する)につき控訴人Dを買受名義人として松山地方 法務局今治支局同日受附第一、四七三号売買予約による所有権移転請求権保全の仮 登記を経由したことは当事者間に争がない。そこで本件仮登記は控訴人両名の間に おける実体的権利状態に合致し、且つ両当事者の意思に基いてなされたものかどう かについて検討するに、成立に争のない甲第二号証ないし第六号証、当審における 控訴本人D(第三回)の供述により成立の認められる乙第三号証の一、二の各記載 と当審における控訴人D(第三回)の供述の一部当審証人Bの証言の一部、原審証 人A、当審証人Cの各証言を綜合すると、控訴人Dは控訴会社代表者Eと昭和二七 年三月二〇日ごろ大阪市北浜のナショナル証券株式会社で訴外材木商Bの紹介で知 合つたものであるが、同日控訴人Dは右訴外人を介して右EよりF所有の神戸市a 区 b 町 c 丁目 d 番地の e 宅地一千十七坪六合一勺及び同所 d 番地上家屋番号 f 番木 造瓦葺弐階建居宅一棟建坪百二十五坪二合弐階三十五坪九合並附属建物五棟を担保 として金二百万円の貸与方を申込まれたので、金銭の貸与ではなく買取ることを申出でて同人らと交渉をもつに至つたこと、そこで同控訴人は早速右宅地建物を調査した結果金二百万円は出しかねるので、右Eらに対して更に他の物件を追加するよう。 う申出たところ、同人から愛媛県新居郡g町大字h宇ij番地ノk山林三十一町四 反九畝二十九歩をも追加するとの返事であつたこと、しかるに同控訴人はそれでも まだ足りないといつてその後折衝を続けていたところ、同月末になつてから右Eら から同控訴人に対し本件土地をも追加して右交渉を進めたい旨申入れたのであつた が、同控訴人は気乗がしないのでそのまま放置しておいたので、その当時は何らの

合意も成立するに至らなかつたこと、しかるに控訴会社代表取締役をは訴外Bの意見をきいた上、同年三月二九日控訴人Dの承諾を受けない。司法書士権移転詞に依頼を受けない。司法書士権移転詞と、の承諾を受けない。司法書士権移転詞と、の承諾を受けない。司法書士権移転司を使用して本件土地に関するのでは、日本作成の書類を任成をでは、日本代表のでは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本

してみると右控訴会社代表者Eがなした仮登記は、当初は控訴人Dと控訴会社の両者間の実体上の権利状態に符合しない登記であり、且両当事者の真意に基いてなされたものとは認められない。したがつて右登記は特段の事情のない限り無効原因登記として無効というべきであるが、右登記は事後において控訴人Dと控訴会社間の右契約の成立したことによつて当時の実体上の権利状態と符合するに至つたものというべきである。

〈要旨〉そこで更に右登記は絶対無効のものかどうかを検討するに、実体的有効要件を欠く無効な登記につき、その〈/要旨〉後に登記面に対応する実体関係が存在するにいたつたときは、従前の無効登記をそのまま新実体関係を公示する登記として有効視しうるけれども、無効登記の流用可能な状態になつた時に、すでに登記上利害関係を有する者がある場合には右のような流用登記を有効視することは許されない。

本件についてこれをみるに訴外伊藤忠商事株式会社は昭和二七年三月二六日松山地方裁判所今治支部へ控訴会社所有の本件土地に対し同控訴会社に対する金百四十六万七千四百八十円の債権の執行を保全するため不動産仮差押命令の申請をなし、他方同控訴会社との同二五年六月一五日付契約に基いて金百七十万円の債権を担保する抵当権設定の仮登記仮処分命令の申請を為し、成立に争のない甲第五、市時請に副う命令が出されたことは当事者間に争がなく、成立に争のない甲第五、六号証の各記載と弁論の全趣旨によると右二個の命令は同年三月三一日前記裁判所の各記載と弁論の全趣旨によると右二個の命令は同年三月三一日前記裁判所の場話登記の申請がなされ、控訴人らの本件仮処分登記の為された後である同年四月二日の登記が経由せられていることが認められ、これを動かすに足る前年四月二日の登記が経由せられていることが認められ、これを動かすに足る前による対力を主張とは明かである。

そうして訴外伊藤忠商事株式会社が控訴会社に対し、右債権のほか他にも債権 (但しその数額に争あり)を有しており、それら全債権を同訴外会社から被控訴人 に譲渡する旨の通知が同控訴会社に到達していることは当事者間に争がない。控訴 人株式会社興業舎は右譲渡は真実行われたものではなく仮装である旨抗争するけれ ども、成立に争のない甲第一号証によれば右債権の譲渡は昭和二七年六月五日真実 になされたものであることが認められ、これを動かすに足る証拠はない。

してみれば被控訴人が右債権取立の必要上右無効登記の抹消を求める被控訴人の本訴請求は正当として認容すべく、右と同一結論に出た原判決は相当にして本件控訴は理由なく失当として棄却することとし、民事訴訟法第三八四条第八九条第九五条を適用して主文のように判決する。

(裁判長判事 石丸友二郎 判事 浮田茂男 判事 橘盛行)